

2015年10月23日

各市町村長様  
各市町村議会議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

2015年4月から「改正」介護保険制度と介護報酬の改定が実施されました。2014年6月18日「地域医療介護総合法」に続き、2015年5月27日には、医療保険制度等の見直し関連法が成立しました。国保の都道府県単位化、入院給食自己負担、「患者申出療養制度」創設による混合診療の拡大、大病院への紹介状なしの受診時定額負担の導入など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪が実行に向け準備されています。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、暴走を続けています。社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」とし、「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」としました。2014年末の財政制度等審議会「建議」の、医療・介護予算の「自然増」を半分以下に削減するよう求めたことに沿った形になっています。

6月30日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)」は、16年度から18年度までの3年間を「集中改革期間」と位置づけ、さらに社会保障の歳出見直しに「重点的に取り組む」と明記。社会保障予算の自然増抑制額は3年間で9000億円から1兆5000億円とされており、秋から年末にかけて新たな「削減計画」として、後期高齢者医療の1割負担を2割に、受診時定額負担(保険免責制)導入など検討されています。同時に、「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす一方、医療・介護・福祉の分野が営利企業の市場として開放され、弱者の切り捨てが懸念されます。

「2014国民生活基礎調査」では、生活が「苦しい」とした世帯は前年比2.5ポイント増の62.4%で、過去最多となっています。1世帯当たり平均所得は前年比1.5%減で、ピークの1994年の8割程度です。アベノミクスと消費税増税および社会保障改悪によって格差は拡大しています。住民の生活を改善し充実させることが、待ったなしの課題となっています。今こそ、憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先する自治体の役割が重要になっています。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 記

#### 【陳情事項】—★印が懇談の重点項目です—

##### 【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

###### 1. 安心できる介護保障について

###### ★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(回答) 基金は取り崩す予定。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答)「南知多町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱」に基づき一定の低所得者に対して実施しています。これ以外で新たに減免する予定はありません。

③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

(回答) 介護保険施設入所者が利用できなくなることはありません。国の制度改正なので、保険者として必要な情報は提供を求めますが、必要以上の個人情報提供は要求しません。

## (2) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(回答) 特別養護老人ホーム等の施設整備については、保険給付の財源(保険料)との関係もあるため、3年毎の介護保険事業計画策定において検討します。町独自の特別養護老人ホームへの助成制度は平成21年度に、離島介護サービス施設整備補助金を平成26年度に制定しています。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

(回答) 南知多町の地域包括支援センターは直営で1箇所です。中学校区毎に設置する予定はありません。

③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。

(回答) 総合支援事業の中身については事業の単価のことも含めて現在検討中です。

④介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

(回答) 賃金等への財政支援の考えはありません。研修につきましては、愛知県市町村振興協会と南知多町の主催で、日本福祉大学社会福祉総合研修センターに委託し、ケアマネを対象とした「介護支援専門員研修」とヘルパーを対象とした「現任介護職員研修」を実施、また、知多中南部居宅介護サービス事業者連絡会の主催で、日本福祉大学に委託し、「サービス事業者振興事業」として、介護職員を対象に各種研修・公開講座を実施しています。

## (3) 総合事業について

### ①総合事業移行にあたっての考え方

★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

(回答) 何らかの形で現行のサービスが引き続き受けられるようにはしていきたい。

★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

(回答) 総合支援事業の中身については現在検討中です。

ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

(回答) 利用者の希望も聞きながらその方にあったサービス提供に努めたい。

エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

(回答) そうできればと考えております。

## ②介護保険利用の際の手続き

★ア. 介護保険利用の相談があつた場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

(回答) チェックリストによる振り分けは実施する予定です。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

(回答) 今後どのようにしていくか検討していきます。

## ③総事業費の確保と必要な補助(助成)

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

(回答) この制度改正の目的も踏まえ、適正なサービス提供に努めたい。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

(回答) 地域支援事業として地域の住民が自らボランティアスタッフとして活動していただけるのであれば保険者としてもある程度の助成はすべきと考える。必要な施設・設備の提供も可能な限り協力する。

## (4)高齢者福祉施策等の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答) 配食サービスは安否確認のために実施しています。その他の生活支援につきましては、必要により実施を検討します。なお、ひとり暮らし高齢者等要援護者へは、民生委員及び地域包括支援センター職員が訪問し、実態把握を行っています。ひとり暮らし高齢者(町基準該当者)へは、平成25年9月より2カ月に1回、町職員による見守り訪問を行っています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

(回答) 現在は実施しておりませんが、平成29年度からの総合事業については検討中です。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

(回答) 現在14箇所でサロンが立ち上がり、その運営費については、報償費・消耗品・備品等の必要経費については助成をしています。サロンの増に努めます。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答) 今のところ、高齢者住宅を公営で整備する予定はありません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

(回答) 配食サービスは、見守りを必要とする高齢者に対し、原則平日昼食週7日以内で実施しています。また、ふれあい昼食会は社会福祉協議会の主催で実施しています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答) 実施に向けて検討します。

## ★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答)今のところ実施する予定はありません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(回答)今のところ実施する予定はありません。

## 2. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について聞いたりだす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)国の制度に準じています。

②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと認められる場合に限られることを徹底してください。

(回答)国の制度に準じています。

③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

(回答)予定はありません。

★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

(回答)予定はありません。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

(回答)予定はありません。

⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

(回答)自立相談支援事業は、県の相談窓口に適切に引き継ぎを行います。

生活保護の受給手続きは、国の制度に準じています。

★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。

(回答)住宅扶助を受給している(する)方については、本人に説明を行っている(県)。

★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。

(回答) 対象者には、本人に説明を行っている(県)。

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

(回答) 国の制度に準じています。

### 3. 税の徵収、滞納問題への対応等

①徵税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徵収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

(回答) 平成28年度まで愛知県知多地方税滞納整理機構に参加予定です。

★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答) 電話・面談等により、お互いに十分話し合う中で、納付指導・分納相談等を行い、完納していただけるよう努力しております。

### 4. 国保の改善について

★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。

(回答) 少子高齢化が進む本町において、国保財政は平成27年度現在も大変に厳しい状況にありますが、今後も医療費の抑制、国保税の確保に一層の努力を続けてまいります。また、平成30年度から始まる国保制度の県域化により、財政の安定化、被保険者の受けるサービスや保険税の負担の公平化が図られると思われます。

なお、国保事業の長期安定化を図るため軽減対象世帯の範囲が拡充されましたが、医療費に対する税不足が深刻化するなかで、保険税率の大幅な引き下げは考えていません。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答) 医療費に対する税不足が深刻化してきた状況のなか、急激な保険税の引き上げを緩和するため、平成23年度より一般会計からの繰入を行っています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答) 18歳未満の被保険者を対象として所得に関係なく一律に国保税を減免することについては、考えてません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

(回答) 減免制度につきましては、現状の制度の範囲で運用を考えており(低所得者に対する軽減制度もあり)、拡充は国保財政への負担増となるため考えていません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 町条例に「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者及びこれに準ずると認められる者」となっており、現状要件「前年所得が200万円以下で当年の見込所得が2分の1以下に減少すると認められる世帯」の範囲内で運用を考えており、拡充は国保財政の負担増となるため考えておりません。

### ★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答) 資格証明書交付対象世帯のうち、公費負担医療対象者、18歳年度末までの子どもには短期保険証を交付しています。また、窓口交付は納税相談等の大切な機会ととらえていますが、更新手続き等に見えない方で、特別な事情のある方には、郵送での交付も行っています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

(回答) 資格証明書の方に対しては、未納分の保険税への充当を事前に説明しています。また、特別な事情がある場合は短期保険証を交付しています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

(回答) 分納の状況に応じては正規の保険証を交付しています。また、短期保険証の有効期限は6カ月です。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答) 保険税の徴収については、臨戸訪問を実施することにより、納付指導、分納相談等を行い、完納していただけるよう努力しております。また、短期証・資格証明書の対象にならないように他の税に優先して納付するようにしております。加入者の生活実態を無視するようなことはしていません。しかし、悪質な場合は差押えもやむを得ないと考えています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答) 平成23年度より生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対して実施しています。

## 5. 福祉医療制度について

### ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答) 現在の制度を存続させていきます。

### ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 18歳年度末まで医療費助成をしています。ただし、中学生と高校生等は、償還払い制度で、通院は自己負担額の2分の1の助成、入院は自己負担額の助成で実施しています。小学生以下は、現物給付(窓口無料)で実施しています。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答) 平成25年10月診療分より、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者に対して、精神疾患だけでなく全ての疾病または負傷に係る医療費の自己負担額の助成を現物給付で実施しています。

④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請とともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

(回答) 要請する予定はありません。

## 6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

(回答) 地域子育て支援センターでの子育て支援、医療費の公費負担等を行なっている。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

(回答) 就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.3倍以下の世帯までとしており、現在のところ、その拡大(1.4倍等)の考えはありません。また、年度途中でも申請できる旨は、案内文書に記載し周知しています。

★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

(回答) 学校給食法により、食材部分のみ給食費として徴収し、その他経費は、公費負担とされています。学校給食の無料化については、今のところ考えていません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

(回答) 町内には、保育所が公立5か所、私立1か所あり、どの保育所でも、保育に格差はない。

⑤児童虐待や“いじめ”的早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

(回答) 各小中学校において、いじめアンケート(無記名アンケートを含む。)を1学期に1回程度実施し、いじめの早期発見に努めている。また、愛知県から各校に派遣されるスクールカウンセラーに加え、スクールソーシャルワーカーを町で雇用し、不登校児童生徒等への家庭訪問など、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけを行い、問題を抱える児童生徒とその保護者を支援しています。

⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

(回答)

⑦妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

(回答) 産前14回、産後1回の健診受診料の補助を実施しています。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答) 国の制度に準じています。独自の制度は予定しておりません。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

(回答) 国の制度に準じています。独自の制度は予定しておりません。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

(回答) 国の制度に準じています。独自の制度は予定しておりません。

④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

(回答) 独自の制度の予定はありません。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当

で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

(回答) 障害者本人等に事前に意向調査を行っています。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

(回答) 国の制度に準じています。

⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

(回答) 国の制度に準じています。独自の制度は予定しておりません。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答) 国の制度に準じています。

## 8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答) 任意予防接種への助成制度は現時点では予定はありません。B型肝炎は28年度に法定予防接種になる見込みのため準備を進めています。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

(回答) 今年度自己負担額2,500円で実施中です。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようしてください。

(回答) 愛知県の抗体価検査を受けて接種が必要な方へは5,000円を助成している現状です。

## 【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

(回答) 要望する予定はありません。

②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

(回答) 年金制度については、国の判断と考えていますので、あえて要望する予定はありません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

(回答) 要望する予定はありません。

⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

(回答) 要望する予定はありません。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)要望する予定はありません。

### (2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

(回答)機会あるごとに要望したいと考えます。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安い病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

(回答)今後の動向を見ながら検討します。

## 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。

(回答)要望する予定はありません。

②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。

(回答)要望する予定はありません。

③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

(回答)機会があれば要望したいと考えます。

以上